

【談話】憲法の精神に反する柴山文部科学大臣の教育勅語容認発言の撤回と

柴山文部科学大臣の即時辞任を求めます

2018年10月5日

全日本教職員組合

書記長 小畑雅子

柴山昌彦文部科学大臣は、10月2日、就任記者会見において教育勅語に対する認識を問われ、「現代風に解釈をされたり、あるいはアレンジをした形で道徳等に使うことができる分野は十分にあるという意味では、普遍性を持っている部分が見て取れる」と述べ、教育勅語を道徳教育等に活用できる考えを示しました。

文部科学大臣が、教育勅語を道徳教育等で活用することができるとの認識を示したことは、憲法に反する原理を子どもたちに押しつけ、「戦争のできる国」づくりに道を開くものであり、断じて容認できません。

柴山文部科学大臣は「(教育勅語の) どの辺が今も十分に使えるのか」との記者の問いに対して、「同胞を大切にするとか、あるいは国際的な協調を重んじる」などをあげています。しかし、家族や友人を大切にすることや国際的な協調などについて子どもたちとともに考えるために、わざわざ教育勅語を持ち出すこと自体に、意図的なものがあると言わなければなりません。

教育勅語は、戦前、天皇主権を定めた大日本帝国憲法のもとで、教育に対する基本理念として天皇が国民に命じる形式で制定されたものです。教育勅語は、12の徳目の最後を「一旦緩急あれば、義勇公に奉じ、以って天壤無窮の皇運を扶翼すべし」とし、天皇のために命を賭して戦うことを美德として国民に求めてきました。戦前の道徳である「修身」では、教育勅語にもとづき、“天皇のために命をささげよ”と教えてきたのです。子どもたちを侵略戦争に駆り立て、戦後、その反省から、日本国憲法のもとで、1948年に衆・参両議院で教育勅語の排除と失効をそれぞれ決議しました。衆議院の決議では、教育勅語の基本理念が「主権在君」や「神話的国体観」にもとづいていることを指摘し、「直ちにこれらの謄本を回収し、排除の措置を完了すべきである」としています。内閣は率先してその責任を遂行することが求められます。

にもかかわらず、憲法の理念に反し、教育勅語の活用を容認する柴山文部科学大臣の発言は到底認められるものでなく、閣僚としての資格がないことは明らかです。

今回の文部科学大臣の発言の背景には、2017年3月7日閣議決定された答弁書において、教育勅語を教育に活用することについて「個別具体的な状況に即して判断されるべきもの」としてその活用を否定しなかったことや、松野博一文部科学大臣（当時）や稲田朋美防衛大臣（当時）ら官僚による教育勅語容認発言など、安倍政権が教育勅語を教育に活用することを是認してきたことがあります。安倍内閣の姿勢そのものが問われています。

全教は、10月2日の柴山文部科学大臣の教育勅語についての発言の撤回と、柴山文部科学大臣の即時辞任を強く求めるものです。同時に、「教え子を再び戦場に送らない」との誓いを新たに、憲法と子どもの権利条約にもとづく教育政策の確立のために奮闘することを決意するものです。

以上